株式会社グローバルキッズＣＯＭＰＡＮＹ定款

平成27年10月1日会社設立

令和5年12月19日最終改定

第１章　　総　　則

（商　号）

第１条　　当会社は、株式会社グローバルキッズＣＯＭＰＡＮＹと称し、英文では、Global Kids Company Corp.と表示する。

（目　的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むこと、及び次の事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

１　保育施設の運営
２　幼児教室、スポーツ教室、音楽教室、学習塾、学校等の運営
３　母親教室、父親教室等の開催
４　公共施設、イベント等における託児サービス
５　育児、教育に関する企画、支援、コンサルティング
６　育児、教育に関する調査、研究、情報提供
７　ベビー用品、玩具、文具、子ども服等の企画、製造、販売、輸出入
８　教材等の企画、制作、販売、輸出入
９　介護施設の運営
１０　介護用品、福祉機器等の企画、製造、販売、輸出入
１１　介護、福祉に関する支援、コンサルティング
１２　保育士、ベビーシッター、学童保育指導員、介護ヘルパー等の養成、教育
１３　労働者派遣事業
１４　有料職業紹介事業
１５　開業、経営に関する企画、支援、コンサルティング
１６　保育事業に関わる管理業務の代行、指導助言
１７　書籍、雑誌、電子書籍等の出版
１８　ソフトウエアの企画、開発、販売
１９　飲食店の経営
２０　米等の飲食料品の販売
２１　給食請負事業
２２　不動産の賃貸事業
２３　児童発達支援事業
２４　旅行業法に基づく旅行業
２５　農産物の生産、加工、販売、貯蔵、運搬及び農業生産に関わる作業受託
２６　デジタルコンテンツ等にかかる企画、開発、販売、コンサルティング、仲介
２７　前各号に付帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を　東京都千代田区　に置く。

（機関の設置）

第４条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

① 取締役会

② 監査役

③ 監査役会

④ 会計監査人

（公告方法）

第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式総数は２０００万株とする。

（単元株式数）

第７条　　当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

① 会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

② 会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。

３　　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第 10 条　　当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第 11 条　　当会社は、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

２　　前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を２週間前までに公告するものとする。

第３章　　株主総会

（招　集）

第 12 条　　定時株主総会は、毎事業年度の終了後３カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

（招集権者及び議長）

第 13 条　　株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

２　　代表取締役に事故があるときは、取締役会の決定に基づき他の取締役がこれに代わる。

（電子提供措置等）

第 14 条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　　当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとすることができる。

（決議の方法）

第 15 条　　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 16 条　　株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は１名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

２　　前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第 17 条　　当会社には、取締役１０名以内を置く。

（取締役の選任）

第 18 条　　当会社の取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

２　　取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 19 条　　取締役の任期は、その選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　　任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 20 条　　会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

２　　代表取締役のうち１名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。

３　　取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

４　　取締役会の決議により、取締役の中から業務執行取締役を選定することができる。

（取締役会の招集）

第 21 条　　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わる。

２　　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

３　　取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（決議の方法）

第 22 条　　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議等の省略）

第 23 条　　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書

面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

（取締役会規程）

第 24 条　　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 25 条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除等）

第 26 条　　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第 27 条　　当会社には、監査役５名以内を置く。

（監査役の選任）

第 28 条　　当会社の監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 29 条　　監査役の任期は、その選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（常勤の監査役）

第 30 条　　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集）

第 31 条　　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第 32 条　　監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）

第 33 条　　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第 34 条　　監査役の報酬等については、株主総会の決議によって決める。

（監査役の責任免除等）

第 35 条　　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　　計　　算

（事業年度）

第 36 条　　当会社の事業年度は、毎年１０月１日から翌年９月３０日までの年１期とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 37 条　　当会社は、剰余金の配当等に関して会社法第 459 条第 1 項の各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第 38 条　　当会社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

２　　当会社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

３　　前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第 39 条　　剰余金の配当が、その支払開始の日から３年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。